

事務連絡
令和6年7月1日

兵庫県内

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

} 管理者様

(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所・重度障害者等包括支援を除く)

兵庫県福祉部 障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の実施について

このことについて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に研修事業を委託し、下記により実施することとしましたので、お知らせします。

研修の詳しい内容及び申込方法は、兵庫県ホームページ又は県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センターのホームページをご覧ください。

記

1 研修日程（カリキュラムの修了は、講義+演習の両方の受講が必要）

区分	日程			場所
講義	第1回	1日目	令和6年9月13日(金)	オンライン開催 (Zoom)
		1日目	令和6年9月18日(水)	
演習	第1回	2日目	令和6年9月25日(水)	兵庫県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 対面開催
		3日目	9月26日(木)	
	第2回	2日目	令和6年10月1日(火)	
		3日目	10月2日(水)	
	第3回	2日目	令和6年10月7日(月)	
		3日目	10月8日(火)	
	第4回	2日目	令和6年12月2日(月)	
		3日目	12月3日(火)	
	第5回	2日目	令和6年12月5日(木)	
		3日目	12月6日(金)	
	第6回	2日目	令和7年1月16日(木)	
		3日目	1月17日(金)	
	第7回	2日目	令和7年1月21日(火)	
		3日目	1月22日(水)	

2 受講対象者

①サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者**基礎研修の修了後、研修開始日前(令和6年9月13日)までに、相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が、通算して2年以上を満たす者。**

※1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が180日以上あるものとなります。そのため、**2年以上とは業務従事期間が2年以上かつ業務従事日数が360日以上**の両方を満たす必要があります。

②**実務経験が通算して6ヶ月以上であり、以下のいずれの要件も満たす者。**

要件 (1)	サービス管理責任者等基礎研修の受講開始時に、サービス管理責任者等の実務経験要件を満たしている者
要件 (2)	障害福祉サービス等事業所・施設において、個別支援計画（原案）作成業務に6ヶ月以上従事する者（下記ア・イ・ウのいずれか） （ア）サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する場合 （イ）やむを得ない事由による欠如が認められた事業所で配置されたサービス管理責任者等であって、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合 （ウ）令和3年度末（令和4年3月末）までに、実務経験者及び基礎研修修了者であるサービス管理責任者等（経過措置対象者）であって、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合
要件 (3)	要件 (2) に従事することについて、指定権者へ届出(様式19, 様式19-1)を行っている者（指定権者からの受付印が押印済の物） ※令和6年7月19日（金）正午までに、届出の写しを提出できない場合や不備がある場合は申込を受理できませんのでご注意ください。

③平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を修了した者であって、かつ、相談支援従事者初任者研修1日目・2日目（合同講義）を修了している者。令和5年度末までにサービス管理責任者等更新研修を受講していない者。

※①～③いずれも、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置が必要な障害福祉サービス事業所からの推薦による申込を受け付けます。個人での申込はできません。なお、新規開設の場合は、予定の事業所名等を申込書に記載することで申込可能です。

3 実施要項・申込方法等

県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター
「サービス管理責任者・児童発達責任者実践研修ページ」から申込
<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=19>
※ホームページ上の専用申込フォームからお申し込みください。

4 受講申込期間

令和6年7月19日（金）正午まで

※締切後の申込登録は一切受け付けいたしませんので、余裕を持ってお申し込みください。

5 留意事項

- (1) 受講決定者は先着順ではありません。また、受講申込が定員を超過する場合は、選考により受講者を決定します。
- (2) **兵庫県内に所在を有する事業所にて、事業所1人目のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現に従事されている方を優先します。他の都道府県から申込も可能ですが、現時点で過去に他の都道府県から申込の方の受講決定者は出ていません。**
- (3) **1日目の講義受講にあたっては、パソコン・Webカメラ・マイク等をご用意していただきますようお願い申し上げます。（環境設備等に伴う全費用は受講者所属施設・事業所様負担となります。）**

6 問い合わせ先

- (1) 研修内容に関する問い合わせ

県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所ホームページより、研修部門の問合せページからメールにてお問い合わせください。
<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

- (2) 研修制度等に関する問い合わせ

兵庫県福祉部障害福祉課障害政策班 志摩
E-mail : shougaika@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県ホームページ

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/04sabikankenshu.html>